

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算：65億円の内数)

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【補助基準額】 ①と②の合計

(1) 1支援の単位あたり

利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3